

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 2 9 年 6 月 1 3 日 (火 曜 日)	開 議	午 後 3 時 4 0 分
		閉 議	午 後 4 時 1 9 分
出 席 委 員	◎ 齊 藤 ○ 平 本 奥 村 田 中 山 本 福 井 木 曾 < 湊 議 長 > < 小 島 副 議 長 > (欠 席 : 西 口)		
執 行 機 関 出 席 者	桂 川 市 長、木 村 企 画 管 理 部 長、大 西 総 務 部 長		
事 務 局 出 席 者	片 岡 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、池 永 主 任、山 末 主 事		
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 1 名 議 員 1 名 (酒 井)

会 議 の 概 要

- 1 5 : 4 0
- [齊 藤 委 員 長 開 議]
- 1 追 加 議 案 について
- 1 5 : 4 2
- [市 長、企 画 管 理 部 長、総 務 部 長 入 室]
- [市 長 あ い さ つ]
- [総 務 部 長 説 明]
- [市 長 等 退 室]
- 1 5 : 4 5
- 2 6 月 1 5 日 本 会 議 の 議 事 について
- [事 務 局 長 説 明]
- 3 陳 情 ・ 要 望 について
- [事 務 局 長 説 明]
- < 木 曾 委 員 >
- 意 見 陳 述 時 間 が 1 0 分 間 で あ る が、長 い 要 望 の 文 書 を い た だ いて い る の で、
気 に な っ て い る。ま た、委 員 に は 十 分 に 質 疑 い た だ く よ う 考 え て い る。
- < 事 務 局 長 >
- 意 見 陳 述 は、1 0 分 間 で お 願 い し た い と 考 え て お り、要 望 者 に も そ の 旨 を
伝 え て い る。
- < 木 曾 委 員 >
- 多 少 延 び て も、委 員 長 と し て 仕 切 り た い と 考 え て い る。
- < 齊 藤 委 員 長 >
- 京 都 ス タ ジ ア ム (仮 称) 検 討 特 別 委 員 長 の 采 配 で お 願 い し た い。
- 4 農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 議 案 等 について
- [事 務 局 長 説 明]

<福井委員>

新清流会としては、表決方法は簡易表決とし、幹事会で説明を求めるという意見であった。法改正され、今回がはじめての提案であるので、幹事会で説明いただいているかどうかと考えるものである。例えば、公平委員会委員であれば、幹事会説明を「なし」としているが、もし、提案された人がよくないと判断する場合、当然質疑し、説明も求めなければならない。なぜ、このような分け方になっているのか意味がわからない。

<木曾委員>

起立表決でよい。他の市議会も起立表決としている。認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意議案もある。

<田中委員>

今回だけに限定せずに、起立表決とすればよい。

<山本委員>

今回は起立表決とすればよい。

<福井委員>

各会派が起立表決の意見であるので、起立表決としていただいたらよい。副市長も固定資産評価員も同じではないのか。幹事会説明「あり」、または「なし」としている意味が理解できない。

<事務局長>

幹事会説明「あり」「なし」については、過去に決定いただいた経過があり、そのように運用いただいているものである。

<木曾委員>

公平委員会委員が、なぜ幹事会説明「なし」になっているのか。

<事務局次長>

これまでの協議の中で、このように決定いただいているものである。簡易表決しているものについては、幹事会説明は「なし」としていただいていた。これを見直すのであれば、協議いただいたうえで、見直していただければよいと考える。

<福井委員>

農業委員の採決を起立表決とした場合、幹事会説明はどうなるのか。

<事務局次長>

どうするかは、協議により決定いただきたい。

<山本委員>

根拠法令はどう関係するのか。

<事務局次長>

根拠法令と幹事会説明等の関連性はない。

<奥村委員>

他市では、すべて起立表決としている議会もある。

<木曾委員>

今回の農業委員については、とりあえず起立表決と決定いただき、進めていただいたらどうか。

<田中委員>

提案される認定農業者数は7人であるのか。

<事務局長>

市内には、認定農業者及び準ずるものとして、認定農業者等の数が7人で

ある。

<田中委員>

どの要件で提案されるものか。

<事務局長>

例外要件Bで提案される。

<齊藤委員長>

提案される要件の人数は何人なのか。

<事務局次長>

認定農業者数は6人であり、認定農業者等の数としては7人である。

<福井委員>

人事案件以外に、要件の同意議案が提案されるということなのか。

<事務局長>

農業委員の任命議案とあわせて、認定農業者等が農業委員の過半数を占めることを要しない要件の同意議案が提案される。

<木曾委員>

先に要件の議案を議決した後に、農業委員の任命議案を議決するのか。

<事務局長>

先に、認定農業者等が農業委員の過半数を占めることを要しない要件の同意議案を議決いただき、次に農業委員の任命議案を議決いただくこととなる。

<木曾委員>

農業委員に関する法律が変わるので、しっかりと幹事会で説明いただきたい。

<齊藤委員長>

表決方法は起立表決とし、幹事会説明は「あり」また、付託省略とすることとするがよいか。

—全員了—

5 その他

(1) 議会だよりの原稿 (議運視察)

(2) 当面の会議予定

[事務局長 説明]

<田中委員>

議会だよりの原稿で議会の「ICT化」という表現があるが、簡単な説明を加える方が読む人はわかりやすいと考える。

<齊藤委員長>

そのようにする。

<事務局長>

先日5月29日の議会運営委員会でお願ひした、議会活性化の検討に係るシートについては、提出期限が6月15日の一般質問終了後となっているので、提出がまだの会派は提出をお願いしたい。

また、早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2016」ランキングが、6月12日に発表になった。その結果、亀岡市議会は、第30位となっているので報告する。

